

HOYA グループ デュー・デリジェンス方針

1. デュー・デリジェンスへのコミットメント

HOYA グループ*は、人権と環境基準を守ることが企業としての責任であると認識しています。また、HOYA グループの事業活動のみならず、バリューチェーン全体において、これらの基準を満たすことを約束します。HOYA グループは、その事業活動が社内外のさまざまなステークホルダーに影響を与える可能性があることを認識し、事業活動の結果として生じる悪影響を特定し、防止し、軽減するために、合理的なデュー・デリジェンス**を実施することを約束します。

*HOYA グループとは、HOYA 株式会社およびその子会社をいいます。「子会社」とは、HOYA 株式会社が議決権の過半数を保有し、または経営を支配する会社をいいます。なお、「支配」とは、当該会社の方針および経営を指図する直接的または間接的な力を意味します。

**デュー・デリジェンスとは、事業活動やバリューチェーンから生じる実際または潜在的な負の影響を特定、予防、緩和し、そのような影響に対処するための説明責任を確保するために実施されるプロセスをいいます。

2. 本方針の位置づけ

本方針は、HOYA グループの経営理念、経営基本原則に基づき、人権および環境デュー・デリジェンスを遵守することを明文化したものです。本方針は毎年見直しを行い、必要に応じて更新します。

3. 適用範囲

本方針は、HOYA グループのすべての事業体に適用されます。適用範囲は、HOYA グループの直接的な事業活動にとどまらず、バリューチェーン上の取引関係から生じる潜在的な負の影響も含みます。

4. 国際基準の遵守

HOYA グループは、以下の国際的なデュー・デリジェンス基準を遵守します：

- 国際労働期間(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- 国連「グローバルコンパクト」の 10 原則
- OECD 多国籍企業ガイドライン

さらに、当グループは、事業を行っている各地域で適用されるデュー・デリジェンスに関する法および規制を遵守します。

5. 行動規範

HOYA グループでは、「HOYA グループ環境理念」「環境基本方針」「HOYA グループ人権方針」「HOYA 行動基準」を定め、人権や環境保全に関する意思決定や行動の指針としています。すべての従業員および役員は、これらのガイドラインを遵守し、法令や倫理的な基準を遵守することが求められます。さらに、サプライヤーは「HOYA サプライヤー行動基準」を遵守しなければなりません。

6. リスク管理体制

HOYA グループでは、デュー・デリジェンス活動を統括するリスクマネジメント体制を整備します。執行役または任命された者がこれらの取り組みを主導し、事業部門と協力して人権や環境に関連するリスクを特定し、最小化する責任を負います。取締役会は、少なくとも年1回、デュー・デリジェンスの取り組みを評価し、その実績を監督します。

7. リスク・ベース・アプローチ

HOYA グループでは、すべてのリスクに対応することが困難な場合、負の影響の深刻度と発生可能性に基づいてリスク低減の優先順位を決定します。

8. リスクの特定と評価

HOYA グループは、バリューチェーン全体にわたって、人権や環境に関する実際のリスクや潜在的なリスクを特定するための評価を定期的 to 実施します。また、バリューチェーンにおいて負の影響を受ける可能性のあるステークホルダーと対話し、その結果をリスク評価に反映させます。

9. 防止と是正措置

HOYA グループは、人権や環境保護に対する責任を果たすため、リスク評価に基づき、負の影響を防止、軽減するための是正措置を講じます。

10. 報告メカニズム

HOYA グループでは、ステークホルダーからの苦情を受け付ける「HOYA ヘルプライン」を設置し、人権侵害や環境汚染の防止と是正に努めます。HOYA ヘルプラインは、HOYA グループの運用規程に則って運営されます。

11. モニタリングと検証

HOYA グループは、デュー・デリジェンス活動の実施状況を定期的に監督、検証し、対策の有効性を確保します。これらの結果に基づき、デュー・デリジェンス方針および是正措置計画は必要に応じて改訂されます。

12. 報告

HOYA グループは、人権・環境デュー・デリジェンスに関連する情報を、適用される法令・規則に従って公表します。

13. 承認

本方針（ver.2）は 2025 年 10 月 31 日の取締役会において承認されました。